

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと称する。英文では、**Japan Platform** と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を宮城県仙台市、福島県福島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ジャパン・プラットフォームに関与する NGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験を互いに活用することにより、日本の NGO を中心とした援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、この法人は、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として以下の事業を行う。

- (1) 援助活動に従事する NGO 等に対する助成等の支援
- (2) 援助活動の企画立案、実施、評価・モニタリング、連絡調整及び関連団体・国際機関等との連携協力、並びに援助活動を行う NGO の組織強化・人材育成
- (3) 前2号に関する調査研究・政策提言活動、普及啓発・広報活動及び他の企業・団体等と連携した支援者の開拓
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、正会員会費を支払った団体及び個人
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、年会費並びに寄付をもって活動を資金面で支援する団

体及び個人

(3) 名誉会員

この法人の発展に対して、特別の貢献が認められた団体及び個人

(入会)

第7条 この法人の正会員となろうとする団体は、所定の書式に次の書類を添えて、代表理事に入会を申し込むものとする。

- (1) 団体の定款等
- (2) 役職員等の名簿
- (3) 団体が発行する広報パンフレット類及び機関誌等
- (4) 直近2年の事業報告書及び収支計算書

2 この法人の正会員になろうとする個人は、所定の書式により、代表理事に入会を申し込むものとする。

3 代表理事は第1項又は第2項の申し込みがあったとき、理事会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は第1項又は第2項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上、25人以下

- (2) 監事 1人以上、3人以下
2 理事のうち若干名を代表理事及び副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、次により決定する。

- (1) 総会において理事候補者を選出し、理事会において選任する。
(2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
2 役員のうちには、それぞれの配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
4 監事は、総会において選任する。
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前2項及び第23条の第1項第3号の規定にかかわらず、役員が法第47条第1号に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任できる。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人に、顧問として若干名を置くことができる。
2 代表理事は、理事会の同意を得て、有識者を顧問として委嘱することができる。
3 顧問は、必要と認める事項について代表理事に助言し、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会、理事会、経営委員会及び常任委員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会及び理事会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会及び理事会の権能)

- 第23条 総会は、次の事項を議決する。
(1) 監事の選任、職務及び報酬
(2) 理事候補の選出
(3) 役員解任
(4) 定款の変更
(5) 合併
(6) 解散
(7) 解散における残余財産の帰属先
(8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
(9) その他、この法人の運営に関する重要事項
2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び活動予算の承認
(2) 事業報告及び活動決算の承認
(3) 理事の選任、職務及び報酬
(4) 会費の額
(5) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
(6) 長期借入金の借り入れ
(7) 総会に付すべき事項
(8) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(総会及び理事会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により、招集するとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会及び理事会の招集)

- 第25条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開会日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
 - 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(総会及び理事会の議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(総会及び理事会の定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
- 2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(総会及び理事会の議決)

- 第28条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会又は理事会における議決事項は、第25条第4項又は第5項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、理事会において、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
 - 4 第24条第3項、第25条第1項、第3項及び第5項並びに本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、代表理事又は3分の1以上の理事が理事会の目的である事項について緊急を要するものとして提案した場合には、理事の過半数（第3項で表決権を有しない者を除く。）が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(総会及び理事会の書面表決等)

- 第29条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。
- 2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法、又は代理人をもって表決権を行使することができる。
 - 3 前項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 4 第2項の規定により表決権を行使する構成員は、前2条の規定の適用については、出席した

ものとみなす。

(総会及び理事会の議事録)

第 30 条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者等は、その数を記載する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印、又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 28 条第 4 項による議決については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録署名人として代表理事が記名押印、又は署名しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 提案した理事の氏名
- (3) 提案に同意した理事の氏名
- (4) 議決があったとみなされた日
- (5) 議事録の作成にかかる職務を行った代表理事の氏名

(経営委員会)

第 31 条 この法人に、経営に関する重要事項を策定することを目的とした経営委員会を設置することができる。経営委員会は、この定款の定め及び理事会の議決を経て別に定める経営委員会規約に基づき運営する。

2 経営委員会は、代表理事及び理事会の議決により選任された経営委員並びに事務局長をもって構成する。

3 経営委員会は、この定款で別に定める事項のほか、理事会から委任された以下の事項を議決する。議決した事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 事業計画と活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任等に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (5) その他、法人の経営に関する重要事項及び理事会から個別委任された事項

(常任委員会)

第 32 条 この法人に、迅速で円滑な事業執行を目的とした常任委員会を設置することができる。常任委員会は、この定款の定め及び理事会の議決を経て別に定める常任委員会規約に基づき運営する。

2 常任委員会は、代表理事及び理事会の議決により選任された常任委員並びに事務局長をもって構成する。

3 常任委員会は、この定款で別に定める事項のほか、理事会から委任された以下の事項を議決する。議決した事項は理事会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 理事会の議決した事項の実施及び予算執行に関する事項
- (2) 助成等の対象資格に関する事項
- (3) 紛争及び災害発生時等における緊急対応に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項（重要な事項を除く。）
- (5) その他、理事会の議決を要しない常務及び理事会から個別委任された事項

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(管理)

第34条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第37条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会又は常任委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

- 2 代表理事は、前項の追加又は変更を行ったときは、直近の理事会でこれを報告し、承認を受けるものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

- 2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 43 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第 43 条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第 44 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、この法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第 46 条 この法人は総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合並びに法第 31 条の 10 第 1 項及び法第 31 条の 12 第 1 項の公告については、官報に掲載して行う。

第 7 章 雑則

(事務局)

第 48 条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長は理事会が選任する。

3 事務局長は事務局を統括し、理事を補佐して法人の実務を司る。

4 事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会又は経営委員会の議決を経て代表理事が別に定める。

5 事務局の組織及び運営に関する事項(重要な事項を除く)は常任委員会の議決を経て代表理事が別に定める。

(その他の委員会)

第 49 条 第 31 条に規定する経営委員会及び第 32 条に規定する常任委員会のほか、この法人の運営に必要な場合は、理事会の議決により委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第 50 条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第 13 条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 大西健丞
副代表理事 市川斉、木山啓子、峯野龍弘
理事 阿曾村邦昭、小野了代、粉川直樹、越田清和、鶴田厚子、吹浦忠正、本田徹
監事 高瀬一使徒、石井宏明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第 35 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、第 2 回理事会の定めるところによる。
- 6 第 8 条の規定にかかわらず、設立当初の会費は以下の通りとする。
(1) 正会員 年額 1 口 50,000 円
(2) 賛助会員 年額 1 口 30,000 円
(3) 名誉会員 特に定めなし
- 7 この定款は、2008 年 11 月 12 日から施行する。(第 13 条理事の定数)
- 8 この定款は、2012 年度第 1 回総会の議決により改正し、2012 年 11 月 7 日から施行する。
- 9 この定款は、2013 年度第 1 回総会の議決により改正し、2013 年 5 月 30 日から施行する。
- 10 この定款は、2013 年度第 2 回総会の議決により改正し、2014 年 2 月 4 日から施行する。
- 11 この定款は、2016 年度第 3 回総会の議決により改正し、2017 年 2 月 20 日から施行する。
- 12 この定款は、2017 年度第 1 回総会の議決により改正し、2017 年 5 月 31 日から施行する。
- 13 この定款は、2017 年度第 1 回総会の議決により改正し、2017 年 11 月 6 日から施行する。